

令和 8 年 4 月 7 日
府 地 事 第 2 2 6 号

各 都 道 府 県 知 事 殿

内閣府地方創生推進事務局長

「地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策による支援措置について」
の一部改正について

地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）において、「地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策による支援措置」については「内閣府が関係府省庁と調整を行った上で、別に定める」こととしているところ、「地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策による支援措置について（令和 7 年 3 月 28 日府地創 278 号）」（以下「本事務連絡」という。）のとおり定めております。

今般、本事務連絡を別添のとおり一部改正しましたので通知します。

また、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）並びに一部事務組合の管理者及び広域連合の長に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。